議案第２号

四條畷市税条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市税条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和６年５月３１日　提出

四條畷市長　東　　修　平

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、バイオマス発電設備に係る課税標準の特例措置及び一体型滞在快適性等向上事業の整備に係る課税標準の特例措置の軽減割合を定める必要があるため、本案を提案した。

四條畷市税条例の一部を改正する条例

四條畷市税条例（平成１７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

附則第１４条中第２６項を第２８項とし、第２３項から第２５項までを２項ずつ繰り下げ、第２２項を第２３項とし、同項の次に次の１項を加える。

２４　法附則第１５条第３８項に規定する条例で定める割合は、２分の１とする。

附則第１４条中第２１項を第２２項とし、第１４項から第２０項までを１項ずつ繰り下げ、第１３項の次に次の１項を加える。

１４　法附則第１５条第２５項第２号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、７分の６とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、公布の日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　令和２年４月１日から令和６年３月３１日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）第１条の規定による改正前の地方税法（昭和２５年法律第２２６号。以下「旧法」という。）附則第１５条第２５項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

２　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第３条　都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和２年法律第４３号）の施行の日から令和６年３月３１日までの間に整備された旧法附則第１５条第３９項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。